

議案第 14 号

第 2 号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改  
正する条例の制定について

地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、上記条例の制定  
について議会の議決を求める。

令和 6 年 3 月 6 日提出

清水町長 阿 部 一 男

## 第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第2号会計年度任用職員の給与に関する条例（令和元年清水町条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第18条を第19条とし、第17条を第18条とし、第16条の次に次の1条を加える。

（勤勉手当）

第17条 第2号会計年度任用職員（英語指導助手及び国際交流員を除き、任期の定めが6月以上の者に限る。）の勤勉手当については、給与条例第16条の2の3の規定の例による。

2 第16条第2項の規定及び給与条例第16条の2及び第16条の2の2の規定は、第2号会計年度任用職員の勤勉手当の支給について準用する。

### 附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。